

山口県観光周遊促進協議会バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県観光周遊促進協議会（以下「協議会」という。）が実施するバスツアーに係る助成金（以下「助成金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 協議会各市町への関東圏・関西圏からの観光客誘致を図るため、県内観光周遊及び宿泊を伴うバス旅行商品（募集型企画旅行）を企画実施する旅行会社に対する助成を行う。

(助成対象)

第3条 助成金交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、旅行業法第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。

(助成要件)

第4条 申請者は以下の要件を満たしたバス旅行商品について、協議会会長（以下「会長」という。）に助成金を申請する。

- (1) 交付決定日以降に催行された募集型企画旅行であること。
- (2) 2026年4月1日から2026年6月30日まで（2026年4月29日から2026年5月6日を除く）、または2026年12月1日から2027年2月28日（2026年12月29日から2027年1月3日を除く）、もしくは2027年4月1日から2027年6月30日まで（2027年4月29日から2027年5月5日を除く）、の間に出発し、山口市・萩市・長門市・美祢市・津和野町の観光スポット（観光施設又は飲食店）を、各1カ所以上訪問し、同期間中山口市・萩市・長門市のいずれかの宿泊施設（旅館業法第2条に規定された旅館業を営む施設）に1泊以上宿泊する旅行であること。
- (3) 貸し切りバス1台あたりの有料乗車人員が、10名以上であること。
- (4) 旅行の出発地及び帰着地が関東圏・関西圏であること。
- (5) 以下のいずれかに該当する場合は、助成対象外とする。
 - (ア) 企画された旅行が山口県への観光周遊目的でない場合。
 - (イ) 出発地又は山口県内が感染症等に伴う緊急事態宣言やまん延防止等重点措置区域となった場合。
 - (ウ) 山口県観光連盟及びおいでませ山口観光キャンペーン推進協議会が実施する類似の助成事業と重複している場合。
 - (エ) 助成金予算が上限に達した場合。
 - (オ) その他、会長が不相当と認めた場合。
- (6) 1商品につき、2026年4月1日から2026年6月30日出発分については6日以上、2026年12月1日から2027年2月28日出発分及び2027年4月1日から2027年6月30日出発分については4日以上の出発日を設定すること。
- (7) 商品の宣伝にあたっては、山口県の観光キャッチフレーズ「おいでませ ふくの国、山口」又は山口DC「万福の旅」のロゴデザインを使用したチラシ等を

作成し活用すること。

(8) バスは、公益社団法人山口県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバスを1台以上利用すること。

(助成金の交付額)

第5条 助成金の交付額は、公益社団法人山口県バス協会加盟のバス事業者の貸し切りバスを利用する場合は1台につき、2026年4月1日から2026年6月30日出発分及び2026年12月1日から2027年2月28日出発分については5万円、2027年4月1日から2027年6月30日出発分については4万円とし、その他のバス事業者の貸し切りバスについては交付対象外とする。

なお、申請者あたり上限を2026年4月1日から2026年6月30日出発分については6台、2026年12月1日から2027年2月28日出発分及び2027年4月1日から2027年6月30日出発分については4台を上限とする。

(助成金の交付の申請)

第6条 申請者は、指定された日までに助成金交付申請書(別記第1号様式)及び関係書類を会長に提出する。

(助成金の交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請書の提出があった場合において、助成金の交付の可否を決定し別記第2号様式で申請者に通知する。

(旅行の変更・中止等)

第8条 申請者は、第4条に係る内容において変更又は中止が生じる場合、変更・中止承認申請書(別記第3号様式)を提出し承認を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、最後の旅行終了後14日以内に実績報告書(別記第4号様式)を提出すること。あわせて請求書(別記第5号様式)を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は、助成金を受領する権利を自ら放棄したものとする。

(助成金の交付)

第10条 会長は、第9条の実績報告を適当と認めるときは、助成金の額を確定し(別記第6号様式)、報告者に通知するとともに助成金を交付する。

(助成金交付決定の取消)

第11条 会長は、助成金の交付決定後、若しくは確定後においても、申請若しくは報告内容に虚偽が認められるときは、当該交付決定(確定)を取り消すこととし、既に助成金が交付されている場合はその返還を求めることとする。

(実施内容の変更等)

第12条 会長は、新型コロナウイルス感染症の感染状況の悪化や災害等のやむを得な

い事由があるときは、事前連絡することなく当該事業を変更または中止する。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(施行期日)

附則

この要綱は、2022年7月14日（木）から施行する。

この要綱は、2023年5月11日（木）から施行する。

この要綱は、2024年5月7日（火）から施行する。

この要綱は、2025年2月10日（火）から施行する。

この要綱は、2025年7月30日（水）から施行する。

この要綱は、2026年4月1日（水）から施行する。

この要綱は、2026年7月1日（水）から施行する。